

都市計画法第6条の2に規定する
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

議案第2225号

大郷都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針

(別冊4)

平成22年2月
宮 城 県

大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

＝ 目 次 ＝

1. 都市計画の目標	1
(1) 基本的事項	1
(2) 都市づくりの基本理念	2
2. 区域区分の決定の有無	8
3. 主要な都市計画の決定の方針	9
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	9
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	11
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	12
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画決定の方針	13
付図（大郷都市計画区域）	14

1. 都市計画の目標

(1) 基本的事項

① 目標年次

本都市計画区域マスタープランは、おおむね 20 年後の平成 42 年を目標年次とし、大郷都市計画区域における整備、開発及び保全の方針を定める。

ただし、都市施設の主要な施設の整備目標などについては、おおむね 10 年後の平成 32 年を目標に策定する。

② 都市計画区域の範囲、規模

本都市計画区域の範囲は、人口、土地利用、交通などの配置、利用の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域とする。

その範囲、面積は次のとおりである。

表 都市計画区域の範囲及び規模

都市計画区域名称	市町名	範囲	面積	参考(行政区域)
大郷都市計画区域	大郷町	行政区域の一部	3,832 (ha)	8,202 (ha)

また、都市計画区域などの動向に基づき、本都市計画区域における人口及び経済指数を次のとおり推計する。

表 都市計画区域のおおむねの人口及び産業規模

項目		単位	現況 (平成 17 年)	将来 (平成 42 年)
人口		人	5,962	3,900
産業	製造品出荷額等	億円	158	193
	年間商品販売額	億円	53	55

(2) 都市づくりの基本理念

① 都市計画区域の将来像

1) 田園環境と共生する生活環境づくり

大郷町の居住地は、吉田川流域などに広がる田園地帯に小規模な集落地が分布する、田園集落地帯を形成している。

これらの田園地帯は将来に渡って保全していくとともに、田園と共生する集落地の暮らし、居住スタイルの維持に取り組んでいく。

2) 豊かな自然環境に配慮した循環型産業の拠点づくり

大郷町においては、「大郷エコファクトリー形成推進計画」に基づき、宮城県の間定団地になっている川内流通工業団地が整備されている。

今後も、循環型産業施設の新たな機能強化が求められており、併せて、東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道の 2 つの I.C. へのアクセスが良好な交通条件や自動車関連産業、高度電子産業の進出が予定されている大衡村、大和町に至近である位置条件などを活かし、新たな企業誘致を進め、産業の活性化に取り組む。

また、大郷町の基幹産業である農業は、資源循環型農業システム^{注1}を構築し、営農環境の向上と効率化を図る。

注) 1. 資源循環型農業システム

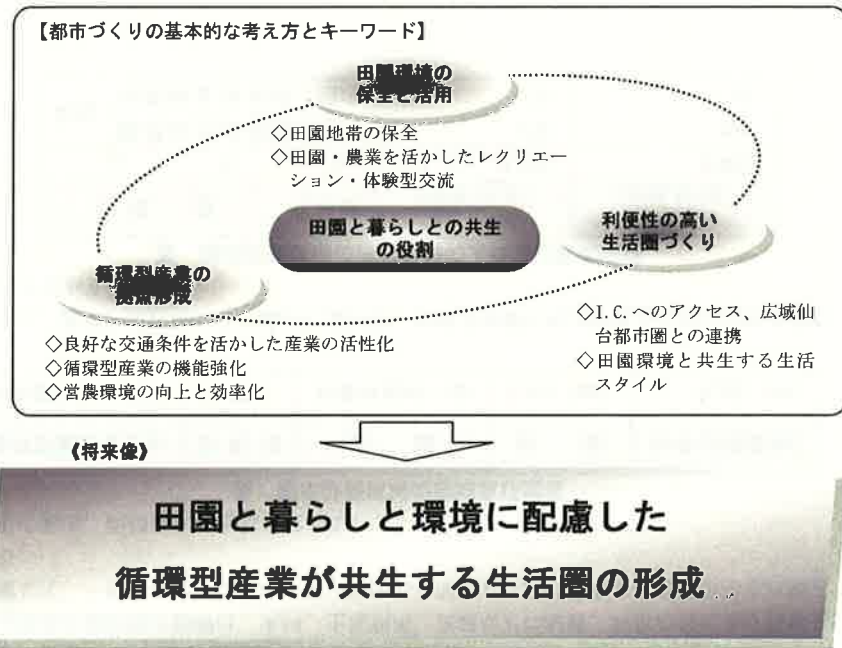
: 家畜排せつ物等のバイオマス(有機性資源)をたい肥化し、農用地での利活用を図りながら、有機性資源の循環利用と化学肥料の使用量の削減を目指す、環境と調和した農業。

3) 自然環境の活用と広域仙台都市圏との連携による交流の地域づくり

大郷町は、東側に三陸縦貫自動車道松島大郷 I.C.、西側に東北縦貫自動車道大和 I.C. にそれぞれ隣接しており、大郷町の東西軸を形成する（主）大和松島線によって結ばれている。また、南北軸には（主）利府松山線がとおり、高速道路と主要な幹線道路により広域仙台都市圏と直結している。

広域交通への高いアクセス性と広域仙台都市圏と直結する位置的条件を活かし、自然環境や基幹産業である農業などの地域特性を活用したレクリエーション、体験型の都市住民との交流の地域づくりを展開するとともに、広域仙台都市圏との産業・生活での連携強化を図り、地域の活性化に取り組む。

以上の都市づくりの基本的な考え方を踏まえ、本都市計画区域の将来像を次のとおり定める。



② 都市計画区域の基本方針

1) 周辺広域圏と連携した地域づくり

i) 地域の都市機能の維持、強化

大郷町中村地区は、主要な都市機能が集約された中心地を形成する。

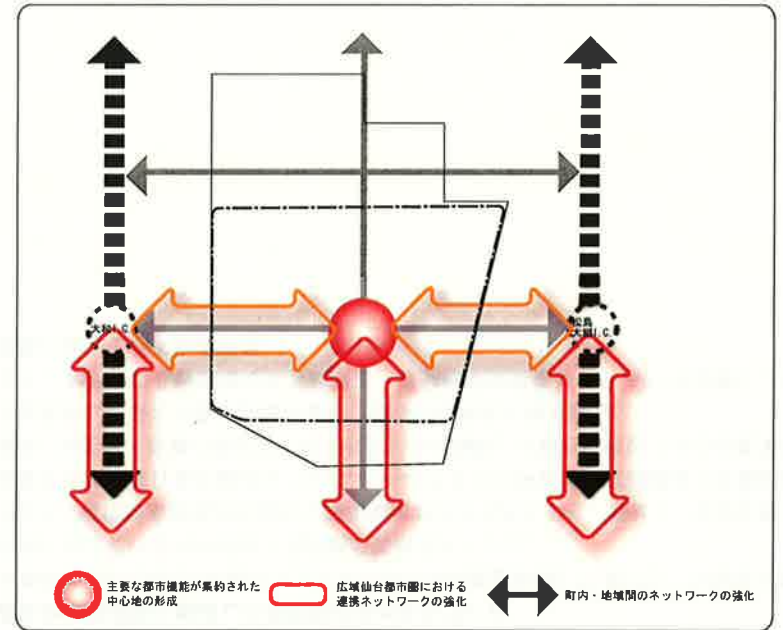
ii) 広域仙台都市圏との連携ネットワークの強化

通勤通学、買い物等の日常生活や産業等の都市活動において、広域仙台都市圏との広域的な連携ネットワークの維持と、さらなる強化を図る。

iii) 周辺地域や高速道路 I.C. へのアクセスを強化する、道路ネットワークの強化

東西方向及び南北方向に通る主要地方道を基本とした幹線道路の整備による町内及び地域間のネットワークを形成する。

東北縦貫自動車道大和 I.C. と三陸縦貫自動車道松島大郷 I.C. の 2 つの I.C. へのアクセスの強化を図る。



③ 都市の将来構造

【土地利用ゾーニングの考え方】

1) 田園・居住共生ゾーン

都市計画区域白地に位置するゾーンである。無秩序な市街化の抑制を図る一方で、地域の生活、居住及び産業活動に必要な土地利用については、需要等を考慮しながら計画的に土地利用を誘導していく。

2) 田園環境ゾーン

圏域の象徴である田園環境の維持保全を図るゾーンである。平坦地の広大な水田地帯や散在する農村集落が共存する田園環境、田園風景の維持保全を図る。

3) 自然環境の保全ゾーン

山々の緑や丘陵地の森林など、豊かで優れた自然環境を保全していくゾーンである。また、一部では、自然環境への環境負荷に配慮しつつ、自然と人がふれあい、親しむ空間として活用を図る。

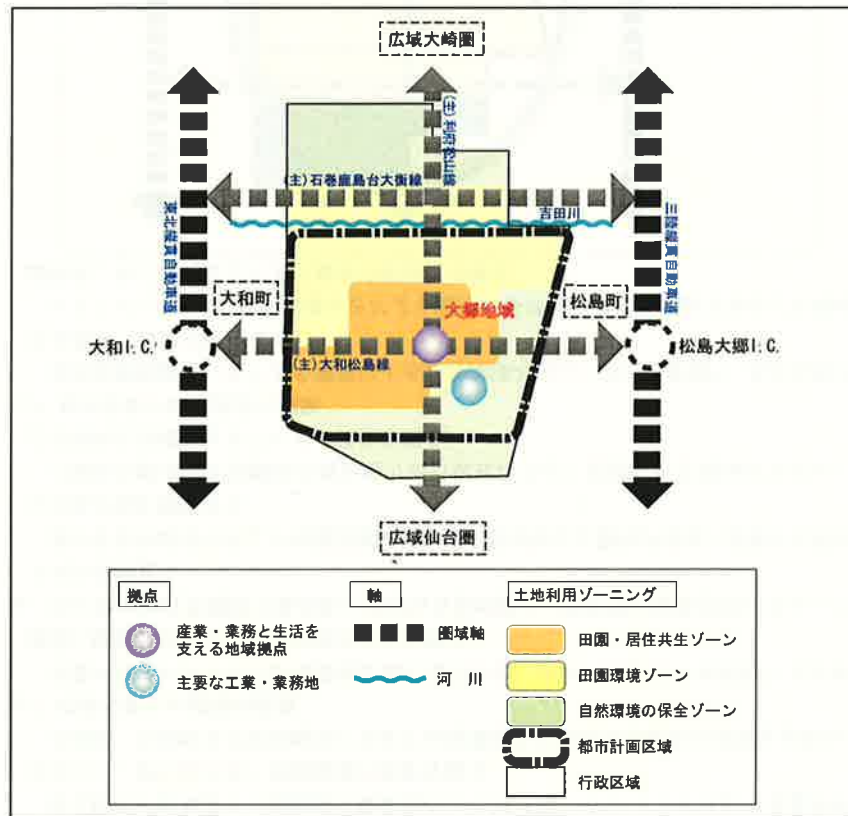


図 大郷都市計画区域の将来構造

2. 区域区分の決定の有無

本都市計画区域では、次の事由から、今後無秩序な市街化が進行する可能性は低く、計画的な市街地整備や環境保全が図れるものと考えられ、区域区分を定めないものとする。

【区域区分を定めない事由】

○人口減少の予測

本都市計画区域の人口は約6千人であり、減少傾向を示している。

また、少子高齢化社会や人口減少時代の到来により、今後も人口は減少していくものと予測されており、住宅地の著しい拡大は見込まれない。

○産業の見通し

産業の動向は、中心市街地の活力の低下や長期化した景気低迷期にあったことの影響により、年間商品販売額は減少、製造品出荷額等は横這いから微増の傾向にある。将来において、商業は現況のままほぼ横這いの推移を見込んでいる。また、工業は循環型産業の振興などにより、今後とも微増傾向を維持していくことを見込んでいる。

したがって、産業活動の振興に伴い、都市的土地利用が著しく拡大していくことは見込まれない。

○関連法規による土地利用の規制

本都市計画区域の居住地以外の農地、山林等の自然的土地利用については、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによって土地利用が規制され、農地や自然環境が保全されている。

今後とも、これらの関連法規との連携を図ることによって基本的に市街化が抑制されるものと考えられる。

○大規模プロジェクト

本都市計画区域において、大規模な土地利用転換を伴う具体的なプロジェクトは現在のところ予定されていない。

3. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

本都市計画区域は、(主)大和松島線及び(主)利府松山線により骨格が形成され、県北地区の南端に接する広域仙台都市圏に位置している。東西軸となる(主)大和松島線は、東北縦貫自動車道大和 I.C. と三陸縦貫自動車道松島大郷 I.C. へ直接的にアクセスしており、良好な位置的条件、広域的な交通条件を活かした都市機能の計画的な整備誘導とその一方で、吉田川などの流域に広がる田園地帯が形成された環境と共生するエリア形成を目指す。

(主)大和松島線沿いに形成される中心地は、生活や都市活動の中心となる地域拠点形成を形成する。また、生活や地域の活性化・魅力の向上に資する各種の都市機能の集積を図った集約型の市街地を形成する。

工業団地は、既存の産業業務機能の維持を図りつつ、地域の農林水産物資源を活用した食品関連産業等や、自動車関連産業、高度電子機械産業の集積を促進するとともに、施設の周辺地域への環境に配慮した改善などを進める。

必要に応じて、新たな住宅地を土地区画整理事業などの導入により、良好な住宅環境の形成を進める。既存の住宅地は、道路・公園・下水道等の都市基盤施設の改善や建築物の耐震化、不燃化を適正に進め、災害に強い安心して暮らせる生活環境の形成を図る。

豊かな自然環境や広大な農地を維持するため、各種の関連法規とも連動しながら無秩序な市街化を抑制する。また、田園地帯に分布する農村集落等は土地利用の適切な規制・誘導により、ゆとりある田園と共生する集落居住の環境を維持する。

② 主要用途の配置の方針

1) 特色ある商業地

中村地区は、地域における日常生活に必要な商店街、行政・業務サービス、医療・福祉施設等の都市機能の集約を図る。

2) 工業地

川内地区の川内流通工業団地は、既存の循環型産業機能を維持する。

さらに、大郷エコファクトリー形成推進計画に基づき、環境に配慮した循環型産業施設の新たな機能の強化を進める。

3) 住宅地

都市的土地利用がなされている住宅地は、道路などの基盤施設の整備・改善を進め居住環境及び防災性の向上を図り、中密度や低密度の住宅地を形成する。

都市的土地利用がなされている地区は、道路、公園、下水道等の都市基盤施設の維持及び改善を進め、良好な生活環境の維持、向上を図る。

4) 幹線道路沿道地

東西方向に通る(主)大和松島線沿道には、町の情報発信や交流機能を有する「道の駅」があることから、中小規模な沿道型商業及び業務施設などの立地を計画的に

誘導する。

③ 市街地の土地利用の方針

1) 居住環境の改善又は維持に関する方針

既存の住宅地等で、道路、公園、下水道などの基盤整備が進んでいないエリアは、良好な居住環境の改善を面的整備、地区計画等による土地利用の規制誘導により進める。

④ 市街地外の土地利用の方針

1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地外に広がる広大な田園地帯は、農地等に関連する法令等により保全することを基本として、無秩序な市街化を抑制し、優良な農地と田園風景の維持・保全を図る。

2) 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

保安林、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、土砂災害警戒区域等の法指定区域は、地域住民の安全を確保するため、宅地化を抑制するとともに代替となる住宅地への移転の促進や崩落防止整備等の防災機能の強化を図る。

自然災害の危険性が高い箇所においては、土地利用を規制する新たな区域の法指定により土地利用の制限を行う。

3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地及び地域の中心地の周辺部にある自然環境は、地域における貴重な財産として次世代に継承していくため、森林、緑地や農地等に関連する法令等により保全することを基本とする。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設

1) 基本方針

本都市計画区域は、東西方向と南北方向に配置地された主要地方道によって骨格が形成されており、これらの道路沿道などに分布がみられる主要な集落地を結んでいる。また、(主)大和松島線は、東北縦貫自動車道大和 I.C. と三陸縦貫自動車道松島大郷 I.C. に直結しており、広域圏との連携ネットワークを形成している。

今後は、既存の道路ネットワークを活かし、本町内における地域間の円滑な移動性の確保や県北地区の主要都市及び広域仙台都市圏とのアクセス性の維持、向上を図る。

2) 主要な施設の配置の方針

本町の東西方向の骨格を形成する道路として(主)大和松島線、(主)石巻鹿島台大衡線を、また、南北方向の骨格を形成する道路として(主)利府松山線をそれぞれ位置づけ、町内における生活、買い物、産業等の都市活動を支える役割を担う。

2つの I.C. と国際的な観光地である松島を結ぶ道路である(主)大和松島線は、松島観光へのアクセス道路としての機能を有するとともに、本町における広域的な交流を促進する役割を併せ持つものとする。

3) 主要な施設の整備目標

本区域における交通施設のうち、優先的におおむね 10 年以内に実施する主要な事業は特に予定されていない。

② 下水道及び河川

1) 基本方針

下水道は、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、生活環境の維持及び改善、河川・湖沼等の水質保全等、都市活動を支える上で重要な施設である。

本都市計画区域の下水道は、公共下水道により整備が進められており、平成 20 年度における下水道の整備率は 93.4%(事業認可面積 240.8ha)となっている。今後も衛生的で快適な生活環境の維持及び向上を図るため、公共下水道の整備計画に基づき、下水道の整備を促進する。

都市河川は、台風や豪雨などの水害から市街地を守り、安全な生活環境を確保する治水機能を有するとともに、その水辺、緑の環境は潤い、憩い、安らぎを生活に享受する施設である。

都市災害等に対する治水機能の強化と河川が有する景観機能や親水空間としての役割の維持及びさらなる充実を進めることが求められている。

2) 主要な施設の配置の方針


公共下水道整備計画に基づき、汚水及び雨水排水施設を配置する。

各河川は、河川管理者及び流域市町村との連携のもと、治水機能の維持のための整備改修を進める。また、快適で安全な親水空間を確保、創出するため地域住民との協働による適切な維持管理に努める。

3) 主要な施設の整備目標

本区域における下水道及び河川のうち、優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

表 おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業

種別	名称	市町名	地区名	事業主体
下水道	大郷町流域関連特定環境保全公共下水道	大郷町		大郷町
河川	 一級河川鳴瀬川水系味明川	大郷町	羽生	宮城県

③ その他の施設

本区域におけるその他の施設のうち、優先的におおむね 10 年以内に実施する主要な事業は特に予定されていない。

一般廃棄物処理施設の整備にあたっては、循環型社会の形成に向け、廃棄物の 3R(発生抑制、再使用、再生利用)を推進しつつ、適正かつ最適な循環的利用及び処分システムの構築が重要である。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

市街地及び各地域の中心地の整備にあたっては不足している基盤施設の整備を進め、生活環境や産業機能、防災機能等の向上に向けた改善を図る。

② 市街地整備の目標

本区域における市街地開発事業のうち、優先的におおむね 10 年以内に実施する主要な事業は特に予定されていない。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画決定の方針

① 基本方針

本都市計画区域の周囲は、東成田の自然林県自然環境保全地域など、町の南部及び北部に広がる丘陵地や吉田川などの主要河川の水辺など、豊かな緑や水の自然環境を有しており、森林や農地等の自然的な土地利用が圏域の大半を占めている。町の中央部は吉田川の流域に広がる田園地帯や農地が形成されており、自然景観、田園風景を醸し出す田園都市を形成している。

これらの自然環境、地域資源及び景観・風景は、地域の財産として将来に継承するため、今後とも維持、保全していくとともに、自然環境と共生する快適な都市環境の実現や観光、レクリエーションを通じた地域の産業振興を図るために環境負荷に配慮しながら有効に活用していく必要がある。

- 緑の骨格を形成する南部及び北部の丘陵地の山林、平地部の田園地帯、吉田川等の主要河川の水辺などの豊かな自然環境や眺望景観は、地域の財産として将来に継承していく。
- 豊かな自然環境や広大な農地を維持するとともに、田園地帯に分布する農村集落等は土地利用の適切な規制・誘導により、ゆとりある田園と共生する集落居住の環境を維持する。

② 主要な緑の配置の方針

1) 環境保全系統

吉田川等の主要河川、南部及び北部の丘陵地の山林、平地部に広がる田園地帯の農地を環境保全系統の緑に位置づけ、河川の水辺や緑地等の自然環境の維持保全を図る。

公共施設用地などにおける市街地内の緑化の充実を図る。

2) 防災系統

自然災害の防止または緩和に資する防災系統の緑地として、急傾斜地崩壊危険区域等内等に分布する緑地の保全や河川流域における田園地帯の水田、農地を保全し、水害に対する遊水機能を確保する。

工業地周辺の環境の向上を図る緑地として、緩衝緑地を確保する。

3) 景観形成系統

市街地の背景となる緑地を構成する丘陵地の山林を景観形成系統の緑に位置づけ、その緑の眺望景観を維持する。

③ 主要な緑地の確保目標

本区域における緑地、公共空地等のうち、優先的におおむね 10 年以内に実施する主要な事業は特に予定されていない。

付図（大郷都市計画区域）



